

地域における文化観光の導入は、地域の文化や資源を見直し、価値を再発見し、それを基盤とする新たな地域運営の仕組みづくりへとつながる可能性を持つ。より具体的には、住民が地域資源の価値を再認識・共有することから始め、次にそれを活用して他地域からの来訪者との「交流」を促し、経済面をも含んだ活性化につなげる。そして、常時、地域資源に関するモニタリングを行い、価値（資源性）の低下を引き起こさないように留意することを通じて、保存・保全に結びつけ、持続的な活用を実現するという仕組みの構築を行うことが基本構想の目的である（図46）。文化観光を軸とした地域住民主体による持続可能な地域資源保全の手法を模索すること、それは、平戸地域における各種課題を解決し、現在の多様な集落景観の保存・保全と発展を図ることにつながると考えられる。

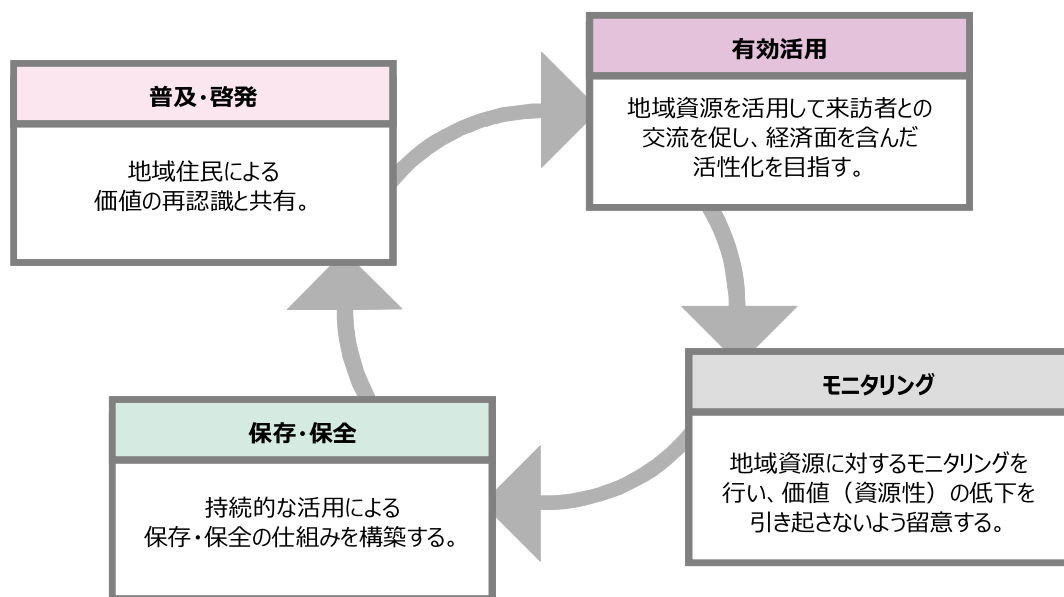


図 46 地域資源を保全する循環的な仕組みづくり

4－1－2．地域資源を活用する5段階

平戸市の重要文化的景観選定地域では、「宝探しから持続可能な地域づくり」を目指す取り組みを模索しており、集落で再発見された宝もの（地域資源）を歴史文化まちづくりに結びつけるために、平戸市文化的景観推進会議委員の指導助言を受けながら、次のように「宝活用の5段階（表20）」の取り組みを実施している。この5段階の取り組みは集落における人材育成の状況に合わせてステップアップしていくことが可能であり、汎用性が高いことが分かっている。基本構想についても、最終的には地域資源や産業に立脚した取り組みへとつながっていくことを目指していることから、その手法を用いることとする。

表 20 宝活用の 5 段階

段階	内 容
宝を 探す	地域固有の自然、歴史、文化、産業、人などの資源を地域住民が再発見する。 ・新たな視点を加え、住民にとっては日常的なものを地域資源として生かす。 ・地域資源は「創作する」のではなく、まず「探す」ことが必要。 ・宝探しは地域の誇り探しであり、地域の誇りこそ持続可能な展開に使える宝物である。
宝を 磨く	再発見された宝を、保存・保全、継承、発展させるための取り組み。 ・発見された宝物の全てを文化観光に利用することはできない。 ・宝探しで収集した資源を生かすためには、宝を磨かねばならない。
宝を 誇る	地域の中で、宝の価値を共有するための取り組み。 ・集落で見つけた宝物は、地域の中で共有していく必要がある。 ・来訪者に自ら誇れる宝物であるからこそ、来訪者の心に訴えるものがあり、また、住民もその資源性を保とうという雰囲気の醸成や動きにつながる。
宝を 伝える	地域の外に向かって、宝の価値を発信するための取り組み。 ・集落の宝物を知ってもらうことから交流は始まる。 ・文化観光ツアーの実施、Web サイトの開設、散策マップの作成など。
宝を 興す	宝を活用し、産業に結び付けるための活動。 ・宝物の生かし方は、地域により様々である。 ・例えば文化観光ツアーの見どころにしたり、加工品を作って販売するなど、地域に何らかの益をもたらす仕組みを作ることが重要である。



写真 56 現地調査



写真 57 専門家を交えたワークショップ



写真 58 文化観光ツアーの実施



写真 59 食のイベントや加工品の創出

4-2. 個別事項の方針

4-2-1. 指定文化財に関する個別の方針について

国指定・選定文化財については、次のとおり保存管理計画が策定され、保護の方針などが定められている。

現在、個別の保存管理計画が策定されていないものについても、関係者で共通目標のもと指定文化財の保全と活用を図るため、個別保存管理計画の策定を推進していく必要がある。

(1) 平戸和蘭商館跡

区分	国指定
指定年月日	大正 11 年（1922）10 月 12 日
種別	史跡
所有者（管理者）	（管理平戸市）
保存計画の名称	平戸和蘭商館跡保存管理計画策定書
発行年、発行者	1988 年、平戸市教委
保存などの方針	①遺跡・遺構の保存と歴史的景観の維持に努める。 ②私権との調整を進めながら現状保持に努める。 ③土地の所有者、一般市民の啓発に努める。 ④当時の商館の範囲確定あるいは将来の環境整備にむかって資料の調査収集に努める。

(2) 平戸礫岩の岩石地植物群落

区分	国指定
指定年月日	平成 14 年（2002）3 月 19 日
種別	天然記念物
所有者（管理者）	長崎県（管理平戸市）
保存計画の名称	平戸礫岩の岩石地植物群落
発行年、発行者	2005 年、平戸市教委
保存などの方針	①近年、貴重植物の盗掘被害は減少しているが、多くの貴重種において個体数が少ないため、今後も盗掘防止策の検討が必要である。 ②減少している固体の保護・増殖の検討 ③将来的に入山を前提とした利活用を図る場合は、人数制限などを検討する。

(3) 田平天主堂

区分	国指定
指定年月日	平成 15 年（2003）12 月 25 日
種別	建造物
所有者（管理者）	カトリック長崎大司教区
保存計画の名称	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」に係る建造物個別保存管理計画書
発行年、発行者	2009 年、平戸市教委
保存などの方針	①原則として建造物を構成する各部材については、材料自体の保存を行う。ただし、定期的に材料の取替えを必要とする補修が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩を保存する。保存建造物については、調査をふまえた復元的行為を行う。

	②田平天主堂が立地する周辺環境も、文化財を構成する重要な要素であり、一体的な保全を図る必要がある。 ③地域住民や来訪者へ広く親しまれることを目指す。
--	--

（４）棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園

区分	国指定
指定年月日	平成 25 年（2013）10 月 17 日
種別	名勝
所有者（管理者）	個人
保存計画の名称	名勝棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園保存管理計画策定書
発行年、発行者	2016 年、平戸市
保存などの方針	<棲霞園> ①庭園の保護のため、来場者の行動を制限する柵や園路の整備が必要である。 ②斜面地の土砂が下部に堆積しないよう斜面保護に努める。 ③石組・景石・敷石などは現状のまま固定し、崩落が進まないよう保護措置を行う。 ④池水の管理に努め、移動した石灯籠や手水鉢を可能な限り元の位置に戻す。 ⑤後背地の植生の管理を行う。 ⑥建造物の維持に努める。 <梅ヶ谷津偕楽園> ①石垣遺構の復元を検討する。 ②斜面地の土砂が下部に堆積しないよう斜面保護に努める。 ③排水設備の整備を行う。 ④周辺の緑地の保全を行う。 ⑤建造物の維持に努める。

（５）大島村神浦伝統的建造物群保存地区

区分	国選定
指定年月日	平成 20 年（2008）6 月 9 日
種別	伝統的建造物群
所有者（管理者）	（管理平戸市）
保存計画の名称	平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存対策調査報告
発行年、発行者	2007 年、平戸市教委
保存などの方針	①離島の港町としての歴史的町なみを保全する。特に神浦湾沿いに湾曲しながら走る通り沿いに形成される家屋群は、全国の町なみと比較しても残りがよい。 ②地割りや石垣をはじめとする石造物も一体的に保全する。 ③地元の建築技術の継承に努める。 ④港や道路については、歴史的文脈に合わせて回復を検討する。

（６）平戸島の文化的景観

区分	国選定
指定年月日	平成 22 年（2010）2 月 22 日、同年 8 月 5 日追加選定
種別	重要文化的景観
所有者（管理者）	（管理平戸市）
保存計画の名称	平戸島の生月島の文化的景観保存計画
発行年、発行者	2009 年、平戸市教委
保存などの方針	①キリシタン文化を基層とする集落構造を引き継ぐ。

- ②棚田、牧野を中心とした農漁村景観を引き継ぐ。
- ③豊かな自然景観を保全する。
- ④地域の精神文化の重層性（無形の要素）を引き継ぐ。

4-2-2. その他の課題抽出と対応について

今後、地域資源の保存・保全と活用を図るにあたって、下記のような課題が想定されるため、人的、財政的な対応策をあらかじめ検討し、対応していく必要がある。

①地域資源の保存・保全、活用

課題	課題への対応（案）
・市内には、多くの地域資源が存在するが、世代交代や道路改良など公共事業の実施に伴い滅失することもある。地域資源の位置づけやその保存・保全と活用の手法について検討が必要である。 ・今後は、指定文化財として重点保護を図っているものについても、世代交代や少子高齢化に伴う転出などにより、その保護が難しくなる可能性がある。	・（価値観の共有）不意の滅失を防ぐため、地域住民や行政の開発部局などと情報共有を図る。 ・（地域学芸員の認定と連携）地域住民を地域学芸員として認定し、地域資源の保存・保全活動の一部を担ってもらう。文化観光を推進する際のガイドを行うなど活躍の場が見込まれる。 ・（住民ボランティア活動の活性化）地域通貨などによる住民ボランティア活動の活性化を図る。 ・（管理団体の育成）所有者による管理が難しくなっている中において、地域社会や行政が協働で管理を行う仕組みづくりが必要である。

②文化財などを保存・保全、活用するための財源の確保

課題	課題への対応（案）
・地域資源を保存・保全、活用していくにあたっては、相当の費用負担が必要になるため、その財源の確保を検討する必要がある。	・（補助制度の活用）国や県だけでなく、民間の多様な補助制度を活用する。 ・（自主財源の確保）ふるさと納税やクラウドファンディングなど、市街在住者から協力を得続ける仕組みづくりが必要である。 ・受益者負担の検討を始める。

③文化財の修復技術の継承と育成

課題	課題への対応（案）
・文化財の修復にあたって、特殊な材料や工法が必要になるものもあるが、歴史的建造物や石積みの修復など、その技術を地元業者などが継承し、育成していく仕組みが必要である。	・（ヘリテージマネージャー制度の発足と育成）文化財保存・保全し活用する推進員ネットワークを、地元建築士会などを中心に設ける。 ・（環境配慮型公共事業の推進）景観や生物多様性に配慮した高付加価値型の公共事業の実施を推進する。

④ 民俗芸能団体の人材不足

課題	課題への対応（案）
・無形民俗文化財を継承している各保存団体の共通の課題として、次世代への継承の難しさを挙げる団体が多い。	・（記録保存の推進）市内の民俗芸能などについては、記録保存を図るとともに公開を行う。 ・（補助制度の活用）文化庁の伝統文化親子教室事業などの積極的な活用を図る。

⑤ 文化財担当者の育成

課題	課題への対応（案）
・行政改革にともなう部署の再編などに伴い、文化財担当部局の人員確保も難しくなっている。人員不足は、文化財の保存整備や調査研究、指定に向けた取り組みの遅れに繋がるだけでなく、適切な日常管理すら困難になっていく可能性がある。	・（専門的な知識を有する職員の育成）学芸員ほか専門的な知識や技能を有する職員の退職に伴う不補充や、短期間による職員の異動は、文化財に関する知識や技術などの蓄積を困難とし、将来的に文化財行政の根幹を揺るがすことにつながる。継続的な調査研究の成果に基づく文化観光の推進は、他地区との差別化につながり、結果として交流人口の増加や地域のアイデンティティの確保にも繋がる重要な業務であることから、引き続き適切な職員数の確保と育成を要望していく。

【参考文献】

- 1) 真板昭夫、比田井和子、高梨洋一郎（2010）『宝探しから持続可能な地域づくりへ』



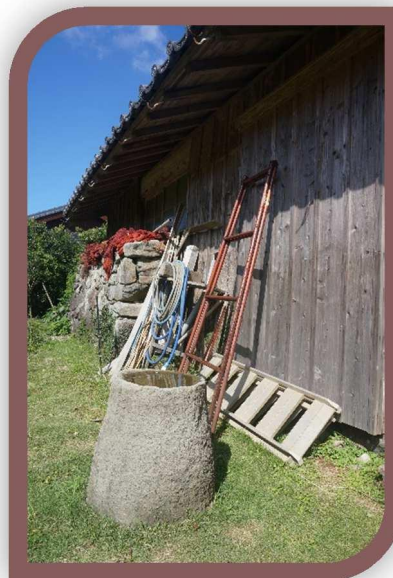
平戸ジャンガラ

第5章. 関連文化財群に関する事項

5-1. 関連文化財群設定の方針

関連文化財群とは、「有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものであり、これらの地域資源を一体的に保存・活用していくことは、文化財の魅力を高めるとともに、魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方策のひとつ（技術指針 2012）」として定めるものである。

文化財は、単に有形のモノとして存在しているのではなく、その文化財を支えてきた人や祭りなどの伝統文化、周辺の地域資源などと密接に関連しており、それらを関連文化財群としてとらえ、活用していくことは次の点から大きな意味を持つ。



①住民や来訪者に対しては、その価値について理解が促進される。

→文化財は行政が主体となって重点保護を図るモニュメントではなく、地域における長年の暮らしの結果作り出された地域の宝ものであることが、住民に再認識される。

→文化財を点ではなく面で理解することは、来訪者の周遊促進につながる。

②地域資源にストーリーをつけることで、地域資源に対する住民の誇りや愛着が増す。

→関連文化財群に対する住民の管理頻度の増加や現状変更などによる地域資源の不意の滅失を防ぐことにつながり、地域資源とその周辺環境の維持向上を図ることができる。

③その文化財の価値を示す全ての要素の保持につながる。

→群として関連する諸要素を過不足なく把握することは、文化財の価値を示す完全性の保持につながる。

上記のことから、関連文化財群を設定するにあたって細かい条件は付さないこととするが、そのストーリーが住民の価値観に合致しているかに留意する必要がある。次項に平戸市の関連文化財群一覧を示すが、今後、地域で継続的に実施される悉皆調査により、新たな関連文化財群が設定されることになるため、柔軟な対応を行うこととする。

5-2. 平戸市の関連文化財群一覧

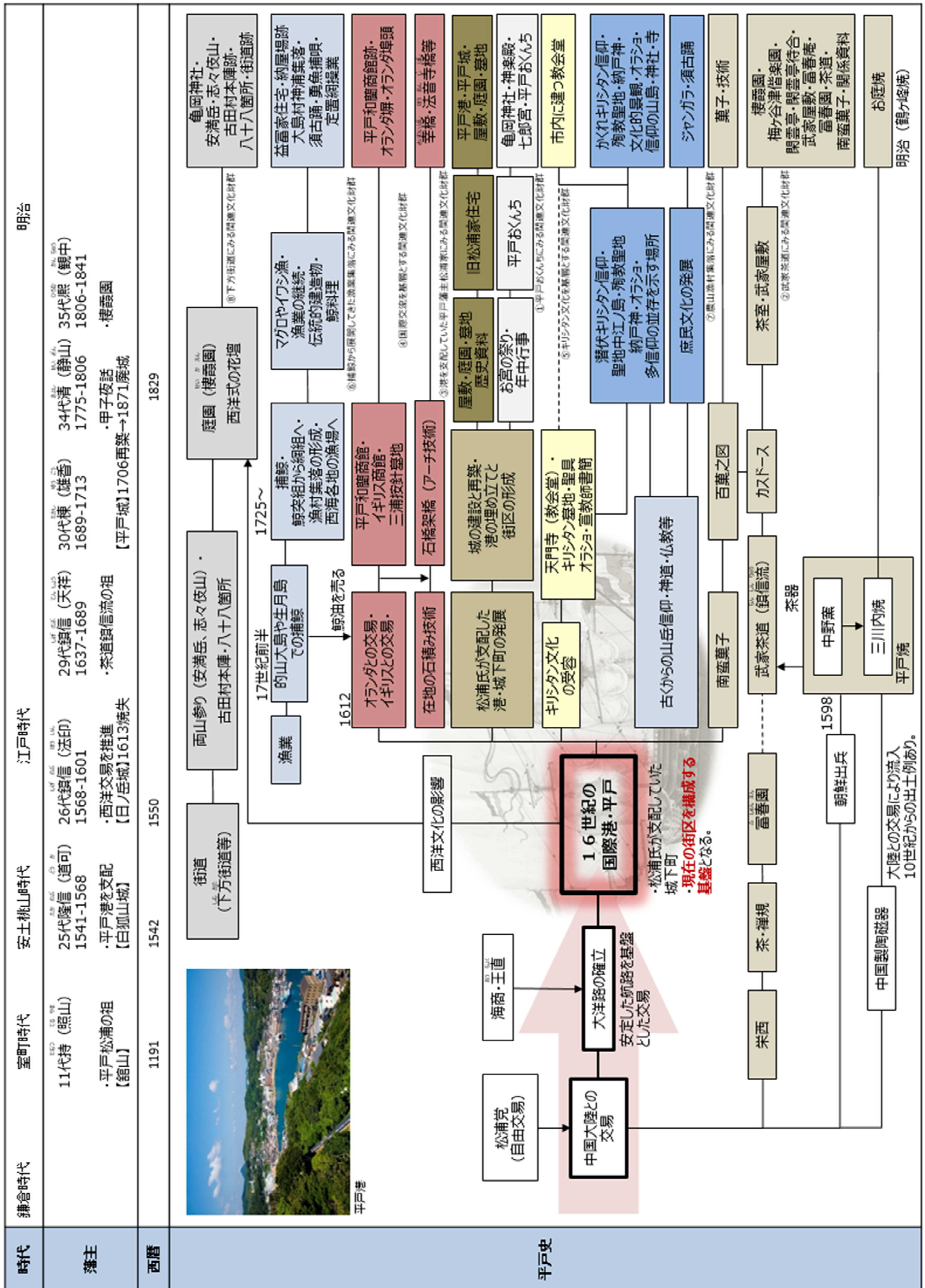
関連文化財群の設定の方針（5-1）と平戸市の歴史的環境（2-4）及び平戸市の文化財の特徴（3-1-2）を踏まえ、平戸市の関連文化財群のテーマを大きく次のように分類し、それぞれのテーマに関連する関連文化財群を表21のように設定した。

特に、「生活生業により形成されてきた関連文化財群」は、今後、季節暦を基礎とした総合的把握調査の進捗状況に合わせて随時追加していくものである。

表 21 関連文化財群一覧

関連文化財群のテーマ	個別の関連文化財群の名称	群を構成する地域資源
【テーマ1】 城下町において形成されてきた関連文化財群	①平戸おくちにみる関連文化財群 (詳細 5-2-1)	[有形] 亀岡神社、神楽殿、七郎宮、幸橋など [無形] 平戸神楽、築地町のジャ踊り、宮の町の獅子舞など
	②武家茶道にみる関連文化財群 (詳細 5-2-2)	[有形] 棲霞園、梅ヶ谷偕楽園、閑雲亭、武家屋敷郡など [無形] 茶道（鎮信流）、茶菓子づくりなど
	③港を支配していた平戸藩主松浦家 ^{まつら} にみる関連文化財群 (詳細 5-2-3)	[有形] 平戸城、旧松浦家住宅、棲霞園、梅ヶ谷偕楽園、墓地、関連資料など [無形] -
【テーマ2】 港市平戸において形成されてきた関連文化財群	④国際交流を基層とする関連文化財群 (詳細 5-2-4)	[有形] 平戸オランダ商館、田平天主堂、三浦按針墓地など [無形] かくれキリシタン習俗、茶道、南蛮菓子づくりなど
	⑤キリシタン文化を基層とする関連文化財群 (詳細 5-2-5)	[有形] 天門寺跡、聖地ウシワキの森、中江ノ島、教会堂など [無形] かくれキリシタン習俗、カトリック など
【テーマ3】 生活生業により形成されてきた関連文化財群	⑥捕鯨から展開してきた漁業集落にみる関連文化財群 (詳細 5-2-6)	[建造物] 益富家住宅、大島村神浦伝統的建造物群保存地区、など [活動] 須古踊、勇魚捕唄、定置網操業など
	⑦農山漁村集落（春日集落と安満岳）にみる関連文化財群 (詳細 5-2-7)	[有形] 伝統的な木造家屋群、キリシタン墓地、中江ノ島、棚田、石造物群など [無形] かくれキリシタン習俗など
	⑧下方街道 ^{しもかた} にみる関連文化財群 (詳細 5-2-8)	[有形] 亀岡神社、安満岳、志々伎山、下方街道、古田村本陣跡、関連資料など [無形] -

・各関連文化財群の歴史的関連性を示したものが図 47 である。



※製本時は、A3 折りになります。

平戸市歴史文化基本構想

「港市平戸」の歴史文化まちづくり

図 47 大陸との航路を軸に見た平戸の歴史

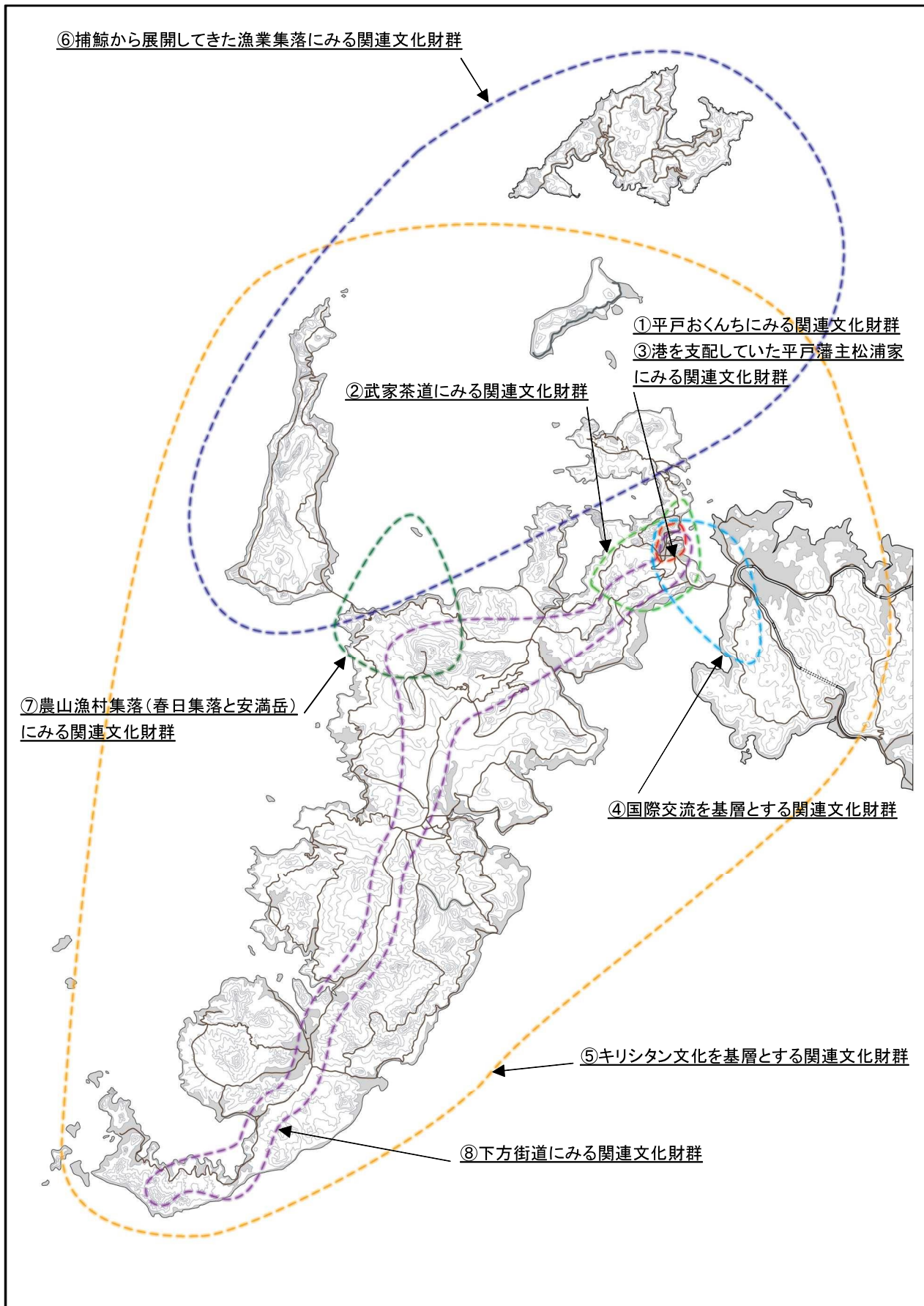


図 48 関連文化財群位置図

5-2-1. 平戸おくんにみる関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
平戸では、秋の収穫を感謝して10月から12月にかけて各地で氏神の祭りが営まれ、「おくんち」と呼ばれている。中でも平戸城の旧二の丸にある亀岡神社の例大祭（10月24～27日）は規模が大きく、24日の事始神事に始まり、25日は神輿を引き連れた行列が城下町を練り歩く御神幸祭、26日は境内で平戸神楽が奉納される。亀岡神社は明治11年（1878）に4社が合祀されたものだが、例祭の起源は遠く遡り、祭りのルートは江戸期の歴史的な街区と一致する。 祭りを行う神社や御神幸を行う歴史的な街区などは、地域で受け継がれてきた伝統文化と密接に関わる関連文化財群である。  平戸おくんち（御神幸行列の様子）	 亀岡神社本殿・幣殿及び登廊・拝殿（国登録建造物）1880年  亀岡神社神楽殿（国登録建造物）1880年  七郎宮（七郎神社）  幸橋（国指定建造物） 1702年架橋 城と城下町を結んでいた石橋

【関連文化財群の構成】

- ・亀岡神社本殿、幣殿及び登廊、拝殿、神楽殿

【国登録】

- ・七郎宮（七郎神社）
- ・幸橋（国指定建造物）
- ・歴史的な街区
- ・平戸おくんち行事
- ・平戸神楽（国指定無形民俗）
- ・築地町のジャ踊り【（市指定無形民俗）
- ・宮の町の獅子舞
- ・関連資料（平戸年中行事絵巻ほか）

関連資料



歴史的な街区の範囲



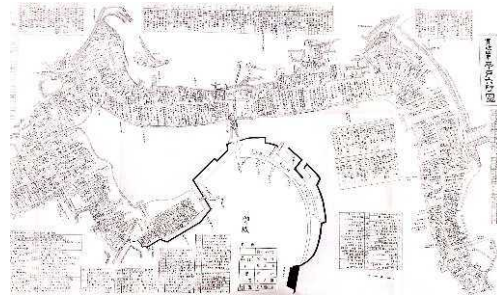
平戸神楽（国指定無形民俗）



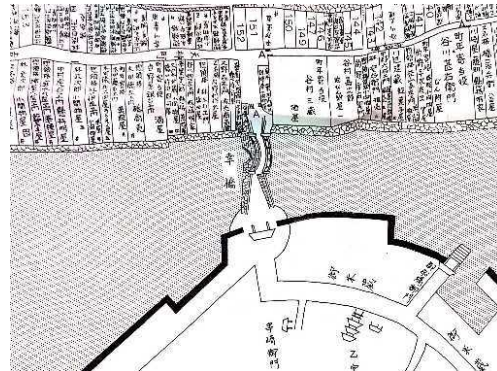
築地町のジャ踊り（市指定無形民俗）



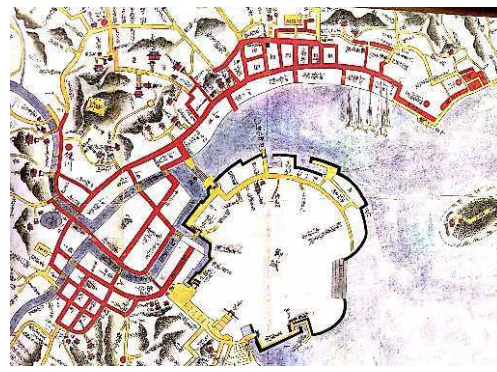
宮の町の獅子舞



寛政四年平戸六町図（1792）



寛政四年平戸六町図（一部拡大）



平戸城下家中之図（一部拡大）



平戸年中行事絵巻（例祭御幸行列図）

（１）平戸おくちと歴史の道（街区）

平戸城下の世襲の武家屋敷の配置を示した平戸城下家中之図（1810 頃）や、正保平戸城下図（1645）と現在の街区を対比すると、多くの場所で一致することが分かる。また、亀岡神社から七郎神社までの御神幸行列のルートは、これらの絵図に描かれている主要な街区内で完結していることも確認された。近年の道路改良や護岸整備、宅地造成などにより、城下町の面影を残す景観が失われつつある中で、当時の形態を今も留める街区は、江戸期の様子を描く絵図などの歴史史料とともに重要な要素である。幸橋は架橋から現在に至るまで、城下町と城を繋ぐ重要な結節点として利用されており、重要文化財として象徴的な道（場所）になっている。

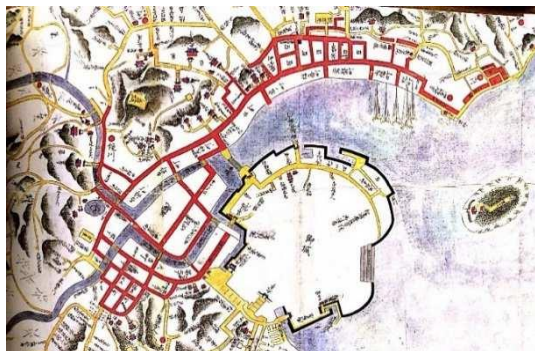


図 49 平戸城下家中之図（1810 頃）一部拡大



図 50 正保平戸城下図（1645）一部拡大

（２）亀岡神社本殿、幣殿及び登廊・拝殿・神楽殿（国登録建造物）

明治 13 年（1880）平戸場内にあった霊椿山神社が老朽化したため、町部にあった七郎神社、乙宮神社、八幡神社の 3 社と合祀して亀岡神社が建てられた。

亀岡神社は平戸城二の丸跡に鎮座しており、境内北部中央の高い石垣の上に本殿が建てられている。入口は桁側から入る平入りで、正面中央に階段があり、左右に神像を安置する独特の形式である。本殿より一段下に拝殿があり、阿翁石と呼ばれる玄武岩で作られた基壇の上に建てられ、桁行 3 間、梁間 3 間の入母屋造、本瓦葺で、3 面に欄干を付した廊下が廻り、正面に石段が設けられている。拝殿と本殿の間にあるのが幣殿及び登廊である。神楽殿は、参道の東側に西面して建ち、桁行 3 間、梁間 3 間、入母屋造、本瓦葺の建物である。床は板張りで四方は吹放しとなっている。懸魚には神社名にちなみ、亀の装飾が施されている。



写真 60 亀岡神社本殿・登廊



写真 61 神楽殿

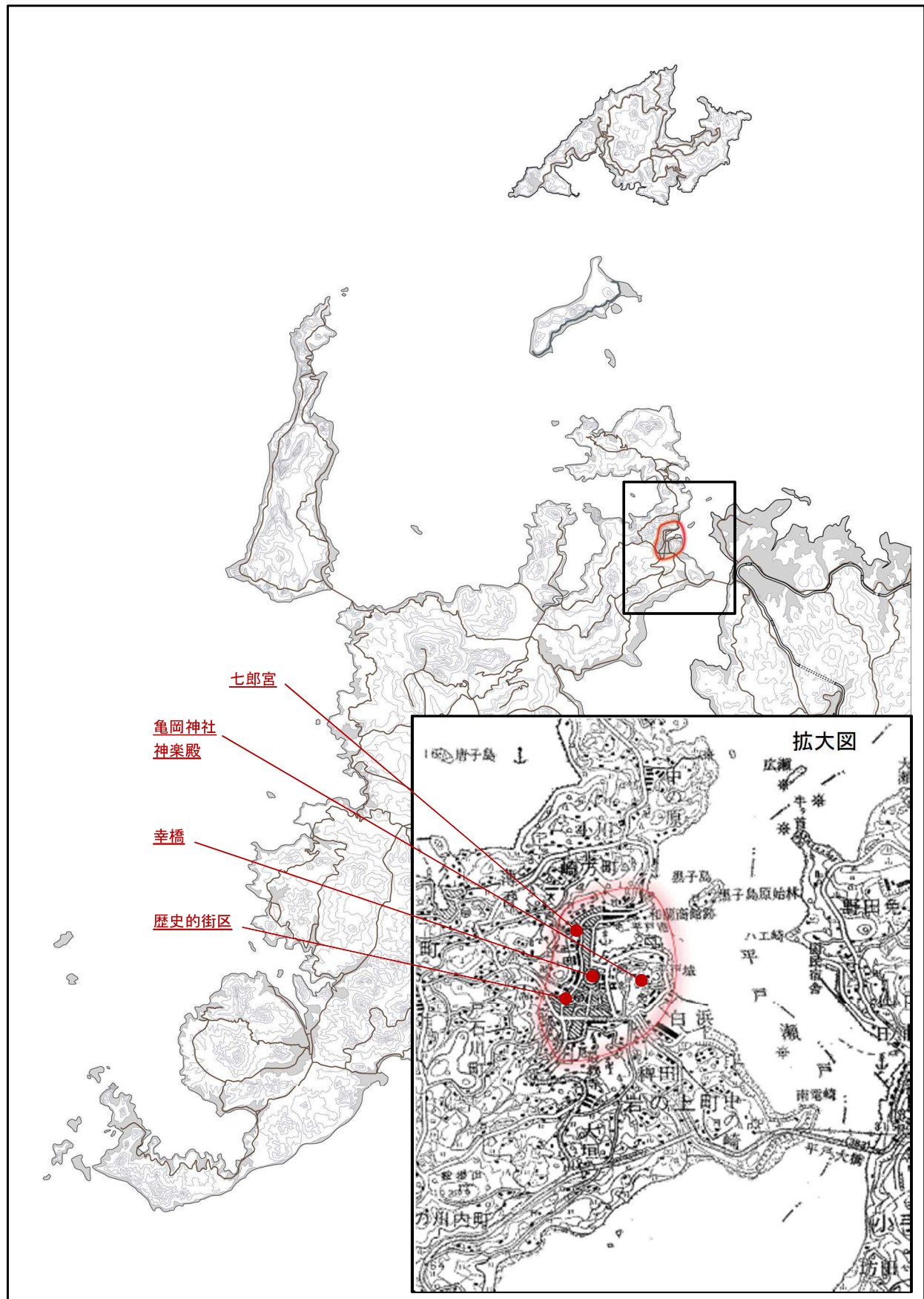


図 51 平戸おくちにも関連文化財群の分布図

5-2-2. 武家茶道にみる関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
松浦家第 29 代鎮信^{しげのぶ てんしやう}（天祥）は、内政の功労者として誉れ高く、詩歌や茶道を嗜み、茶道鎮信流^{ちんしん}を創始した。 茶の湯は、片桐貞昌など広く深く研鑽し、自ら悟るところあって石州流を基本とし、これに他流の要素を取り入れ鎮信流と称した。「武道を風流の中に寓し、心胆を茶儀の間に養うべし」と称し、主に武門の間に行われ、いわゆる武家茶として有名であり、鎮信の著書に「茶湯由来記」がある。 閑雲亭や武家屋敷に設けられた茶室や庭園のほか、伝統的な主菓子^{おも}などは、地域で受け継がれてきた茶道と密接に関わる関連文化財群である。  茶道・鎮信流 松浦家第 41 代 章^{あきら こうげつ}（宏月） ※現当主	 棲霞園（国指定名勝）  梅ヶ谷津偕楽園（国指定名勝）  閑雲亭・閑雲亭待合（国登録建造物）  武家屋敷（国登録建造物）の管理、お庭公開
【関連文化財群の構成】 ・棲霞園（国指定名勝） ・梅ヶ谷津偕楽園（国指定名勝） ・閑雲亭・閑雲亭待合（国登録建造物） ・武家屋敷（国登録建造物） ・富春園・富春庵（市指定史跡） ・茶道（鎮信流） ・南蛮菓子（カスドースほか） ・関連資料（百菓之図、御花畑絵図ほか）	

関連資料



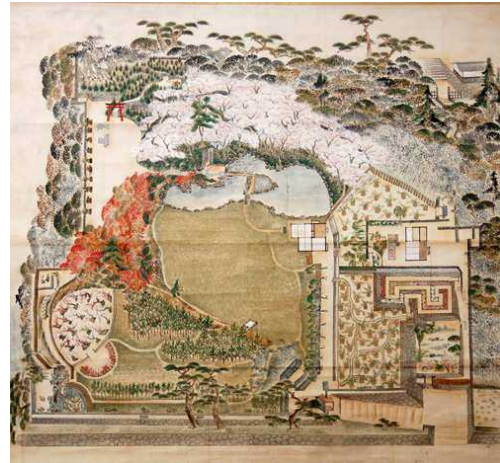
茶道（鎮信流）と復元された南蛮菓子（カスドース）



カスドース（菓子作りの継続）



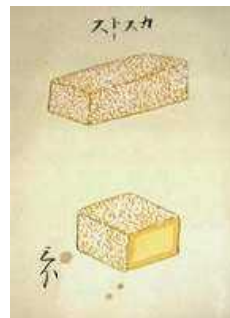
栄西が茶の種をまいた富春園・富春庵（市指定史跡）



御花畑絵図（1864）（棲霞園）



百菓之図（16世紀に伝わった南蛮菓子のほか、京や江戸の人気菓子を集めたもの）



百菓之図拡大

（１）南蛮菓子（茶菓子）作りの継承

松浦家第 35 代熙（^{ひろむ}観中）は、百種類の菓子作りを平戸城下の名店、^{かんちゅう}蔦屋と^{つた}堺屋に命じ、天保 12 年（1841）より 6 年の歳月を重ね、ようやく百菓を完成させた。この百菓を極彩色で描き、菓名と製法を記したものが『百菓之図元本』である。



写真 62 復元菓子のひとつ「^{うばだま}烏羽玉」

（２）茶室・武家屋敷

梅ヶ谷津偕楽園は、松浦家第 35 代熙（観中）の別邸として建てられ、側室の幾世が住んだ建物である。梅谷津御茶室とも呼ばれていた。平戸瀬戸を望む眺めの良い場所に立地しており、「真写楼」、「格高樓」、「風月軒」、「朱竹の間」のほか、複数の部屋で構成される。「風月軒」は茶室として使われた。

棲霞園も同じく、第 35 代熙（観中）が設計した庭園である。庭園は文政 12 年（1829）に完成したといわれ「^{おはなばたけ}御花畑」とも呼ばれた。当初の建物としては、^{げんようてい}言葉亭と^{きんさい}錦斎が現存する。



写真 63 梅ヶ谷津偕楽園（1833 頃）
（国指定名勝）



写真 64 棲霞園・言葉亭（1824 頃）
（国指定名勝）

（３）禅の伝来と茶の起り

木引町に臨済宗の千光禅寺があり、もと富春庵という栄西千光国師の禅房である。栄西は、宗より建久 2 年（1191）平戸古江湾の葦ヶ浦（木引）に着船、ここに道場を開き、禅規を行ったとされる。

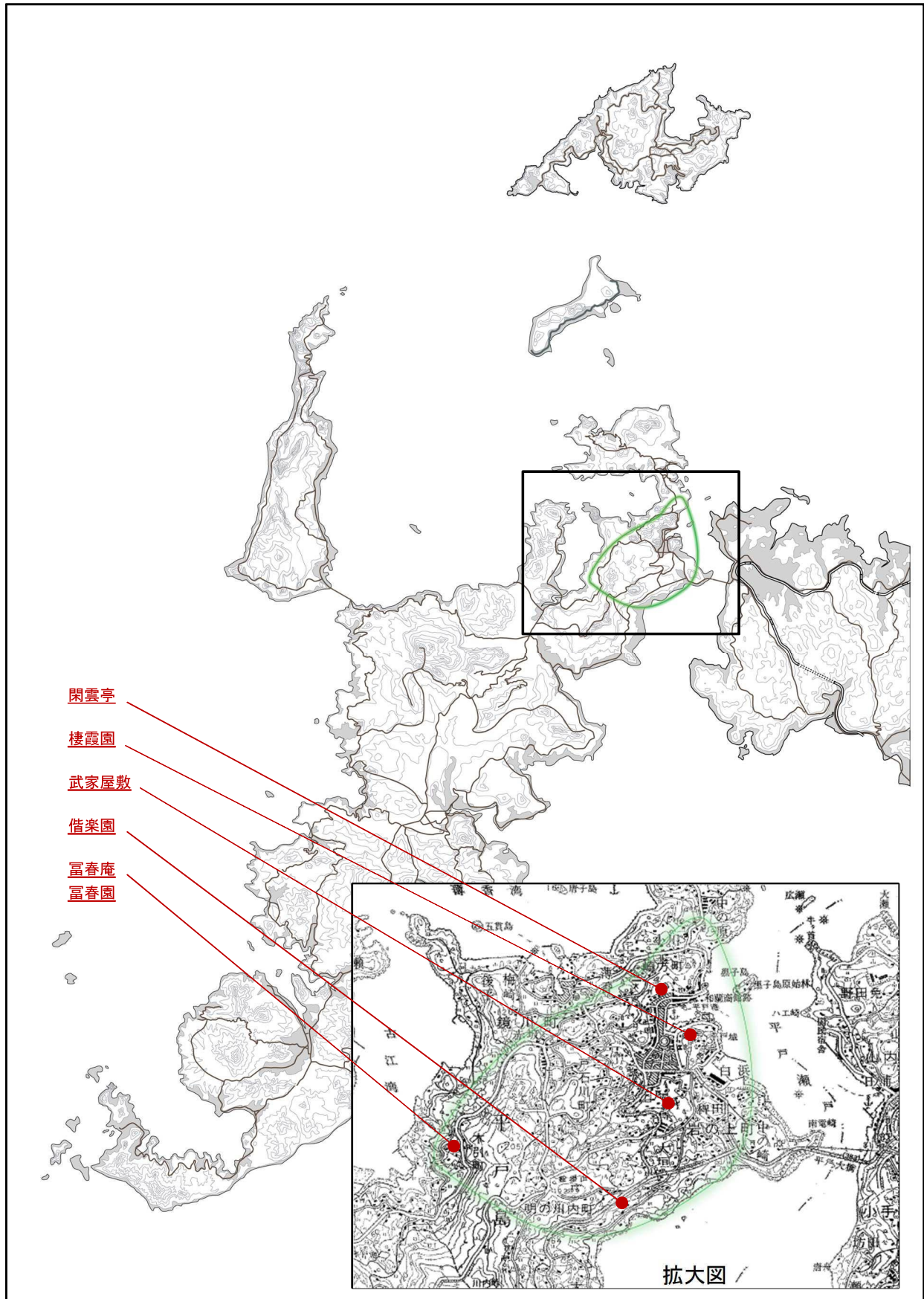


図 52 武家茶道にみる関連文化財群の分布図

5-2-3. 港を支配していた平戸藩主松浦家にみる関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
江戸時代、平戸藩 6 万石余りを治めた平戸藩主松浦家の出自は古く、平安時代までさかのぼる。1200 年代初期に平戸港の「館山」に居を構え、室町時代の 1400 年代半ば頃より勢力を伸ばし戦国大名となった。勢力を伸張させることができた背景には、海外交易による経済的発展と鉄砲等の武器輸入などがあったという。また、江戸時代、海禁政策を取る以前には、平戸オランダ商館や平戸イギリス商館を開設させるなど、松浦家は外交に通じた大名家でもあった。また、江戸時代後期の松浦家 34 代清（静山）は学芸大名ともいわれ、当時一流の文化人として有名である。 平戸港周辺に集積する松浦家に関連する文化遺産は、数百年にわたり港を支配していた松浦家の歴史を今に伝える貴重な関連文化財群である。  松浦家の本拠地であった平戸港	 平戸城（旧日の岳城跡）  旧松浦家住宅（県指定建造物）  棲霞園（国指定名勝）  梅ヶ谷津偕楽園（国指定名勝）
【関連文化財群の構成】 ・平戸港 ・平戸城（旧日の岳城跡） ・旧松浦家住宅（県指定建造物） ・棲霞園（国指定名勝） ・梅ヶ谷津偕楽園（国指定名勝） ・お部屋坂・館山 ・白狐山城跡 ・隆信（道可）墓 ・関連資料 甲子夜話（県指定歴史資料）、紺糸威肩白赤胴丸（国指定工芸品）、伝八幡船の旗一流（県指定工芸品）、松浦家文書（県指定古文書）ほか	

関連資料



お部屋坂・舘山



白狐山城跡



松浦家第 25 代隆信（道可）墓



松浦家第 26 代鎮信（法印）墓



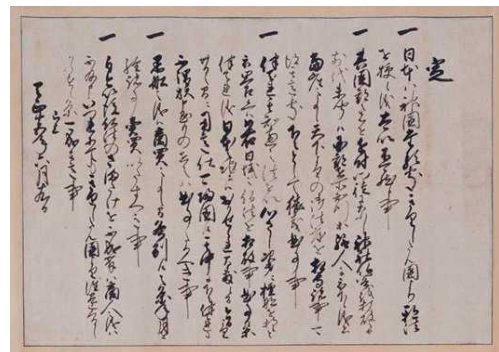
甲子夜話（副本・写本）（県指定歴史資料）



紺糸威肩白赤胴丸（国指定工芸品）



伝八幡船の旗 一流（県指定工芸品）



松浦文書（県指定古文書）

（１）平戸藩主松浦家の歴史

江戸時代、平戸藩 6 万石余りを治めた平戸藩主松浦家の出自は古く、平安時代までさかのぼる。平家が滅亡した壇ノ浦合戦では水軍を率い平家方として参戦し、鎌倉時代の蒙古襲来においては防戦に参戦したという史料がある。

江戸時代の平戸藩領は、平戸島をはじめとして、およそ現在の佐世保市から北松浦半島、壱岐市、五島列島の一部をふくむ範囲であった。鎌倉・南北朝時代における松浦家は、平戸島北部と五島の小値賀等を領する「海の武士団」松浦党の一氏にすぎなかったが、室町時代の 1400 年代半ば頃より松浦党内部において勢力を伸ばし戦国大名となっている。これだけ勢力を伸張させることができた背景には、港市としての特性を生かした海外交易による経済的発展と鉄砲等の武器輸入などがあったと考えられている。

関が原の戦いにより天下人となった徳川家康により江戸幕府が開かれるが、豊臣氏との関係の深かった松浦家は、その動向を疑われたようであり、慶長 18 年（1613）には完成したばかりの居城（日の岳城：現在の平戸城同所）を松浦家第 26 代鎮信（法印）自ら放火し焼き払ったといわれている。

しかし、徳川綱吉が 5 代将軍となってからは状況が変化し、平戸藩主は幕府内で厚遇された。将軍綱吉のもと、第 29 代鎮信（天祥）・第 30 代棟（雄香）は幕府内部で登用され、特に第 30 代棟（雄香）は外様大名ではじめて江戸幕府の寺社奉行に任命された。

江戸時代初期、海禁政策を取る以前には、平戸オランダ商館や平戸イギリス商館を開設させるなど、松浦家は外交に通じた大名家でもあった。また、江戸時代後期の第 34 代清（静山）は「学芸大名」ともいわれ、当時一流の文化人として有名である。第 37 代詮（心月）の時代に明治維新を迎え、平安時代末期より当地域を治めた松浦家の歴史において大きな転換点となった。

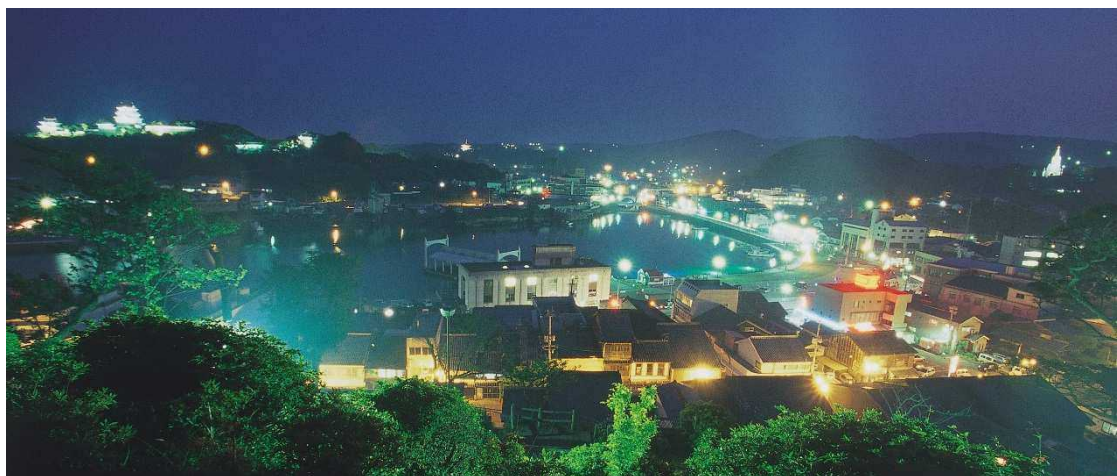


写真 65 夜の平戸港（港を中心に、平戸城、寺社、教会堂など多様な文化遺産が集積している。）

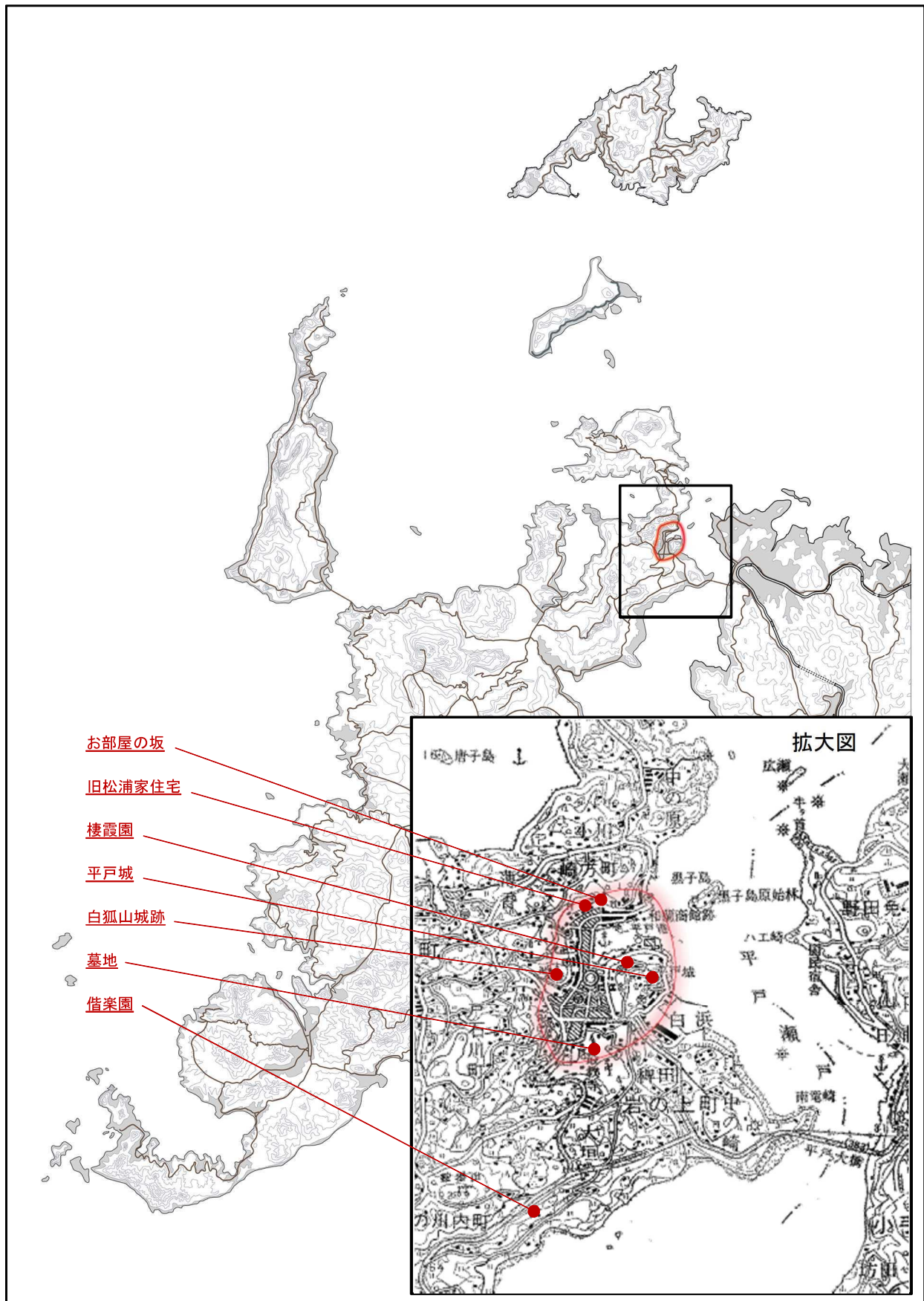


図 53 港を支配していた平戸藩主松浦家にみる関連文化財群の分布図

5-2-4. 国際交流を基層とする関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
古来より、大陸との交易を行っていた平戸港において、天文 19 年（1550）、ポルトガル船の来航とともに始まった西洋との交易は地域に大きなインパクトを与えた。南蛮文化とも呼ばれた様々な文物や信仰などは、港を中心に受け入れられ、市内に広がりを見せながら、その一部は今日まで継承されている。 平戸和蘭商館跡や幸橋、当時伝えられたキリシタン信仰のほか、交流の痕跡を示す埋蔵文化財などは、400 年以上にも及ぶ、平戸における南蛮文化の伝播と受容のプロセスを示す関連文化財群である。  国際交流の窓口として機能した平戸港	 平戸和蘭商館跡（国指定史跡）  田平天主堂（国指定建造物）
【関連文化財群の構成】 ・平戸オランダ商館 平戸和蘭商館跡（国指定史跡） ・田平天主堂（国指定建造物） ・閑雲亭（国登録建造物） ・三浦按針墓地 ・幸橋（国指定建造物）※オランダ橋 ・オランダ堀（国指定史跡） ・オランダ埠頭（国指定史跡） ・かくれキリシタン習俗（国選択無形民俗） ・フランシスコ・ザビエル記念碑 ・関連資料 宣教師書簡、御花畑絵図、百葉之図、異国船絵巻一巻（県指定絵画）	 閑雲亭（国登録建造物）  三浦按針（ウィリアム・アダムス）墓

関連資料



幸橋（オランダ橋）（国指定建造物）



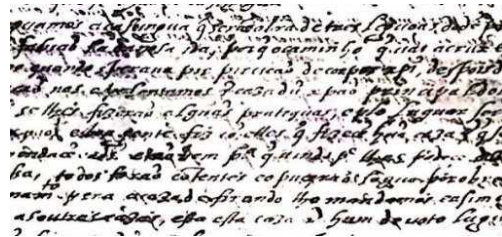
オランダ堀（左）オランダ埠頭（右）（国指定史跡）



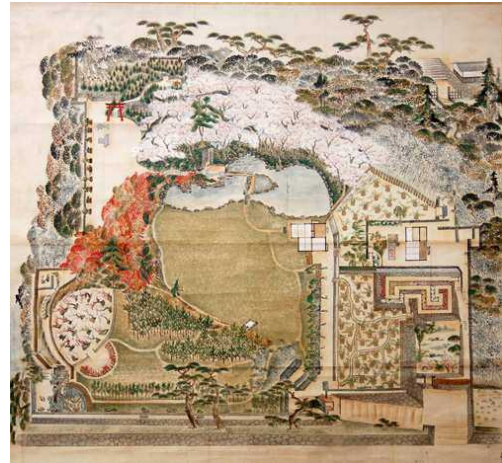
かくれキリシタン習俗（国選択無形民俗）



フランシスコ・ザビエル記念碑



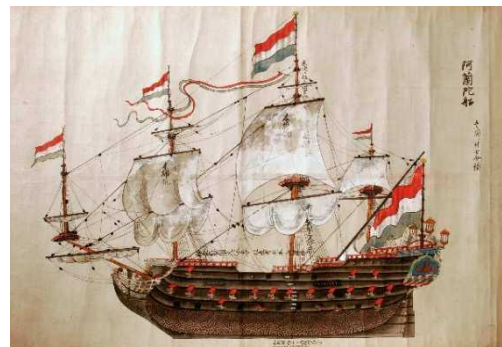
宣教師書簡



御花畑絵図（1864）（棲霞園）



百菓之図（16世紀に伝わった南蛮菓子のほか、京や江戸の人気菓子を集めたもの）



異国船絵巻 一巻（県指定絵画）

（１）平戸和蘭商館跡（国指定史跡）

慶長 14 年（1609）に江戸幕府から貿易を許可された東インド会社が、松浦家第 28 代隆信（宗陽）の導きによって平戸に設置した東アジアにおける貿易拠点である。商館長日記などの記述によると、当初は土蔵の付属した住宅 1 軒を借りて始まり、その後、貿易が拡大するに従い、慶長 17 年（1612）、元和 2 年（1616）、元和 4 年（1618）、元和 9 年

（1623）、寛永 14 年（1637）、寛永 16 年（1639）に順次施設の拡大整備が行なわれた。しかし、寛永 17 年（1640）、将軍徳川家光の命を受けた大目付井上政重により、寛永 16 年（1639）建造の倉庫にキリスト生誕にちなむ西暦の年号が示されているとして、当時の禁教令の下、全ての建物の破壊が命じられた。寛永 18 年（1641）5 月には、商館は長崎出島へ移転。これによって、33 年間の平戸オランダ商館の歴史に幕が下ろされた。以降、跡地は平戸の町人地となり、「御船手屋敷」（船を操る人たちの屋敷）が建ち並ぶ。江戸時代の絵図をみると、井戸に「阿蘭陀川」、堀に「阿蘭陀堀」と書き込まれており、商館の遺構のいくつかは、江戸時代を通じてオランダの名を付して呼ばれていたことが分かる。

※現在も、オランダ埠頭、オランダ井戸、オランダ堀と呼ばれる遺構が残されている。

大正 11 年（1922）、跡地は「平戸和蘭商館跡」として国史跡の指定を受け、昭和 62 年（1987）からは本格的な発掘調査が開始された。平成 23 年（2011）に寛永 16 年（1639）築造倉庫が復元されている。

（２）幸橋（オランダ橋）（国指定建造物）

築地が埋め立てられる以前は、平戸港は現在より深く湾入しており、今の魚の棚町あたりまで船舶が入っていたと考えられる。そのため、城と城下町との往来は、その入口部を船で渡らざるを得なかった。寛文 9 年（1669）松浦家第 29 代鎮信（天祥）が、その入口に木橋を架け便するため幸橋と呼ばれた。元禄 15 年（1702）第 30 代棟（雄香）がこれを石橋に改架した。これを別名オランダ橋という。オランダ商館の石造建築に従事した石工からその技法を伝授された石工によって架橋されたからという。幸橋から更に上流部に位置する法音寺橋は、幸橋架橋前に試架されたものといわれる。



図 54 正保平戸城下図（1645 頃）



写真 66 法音寺橋

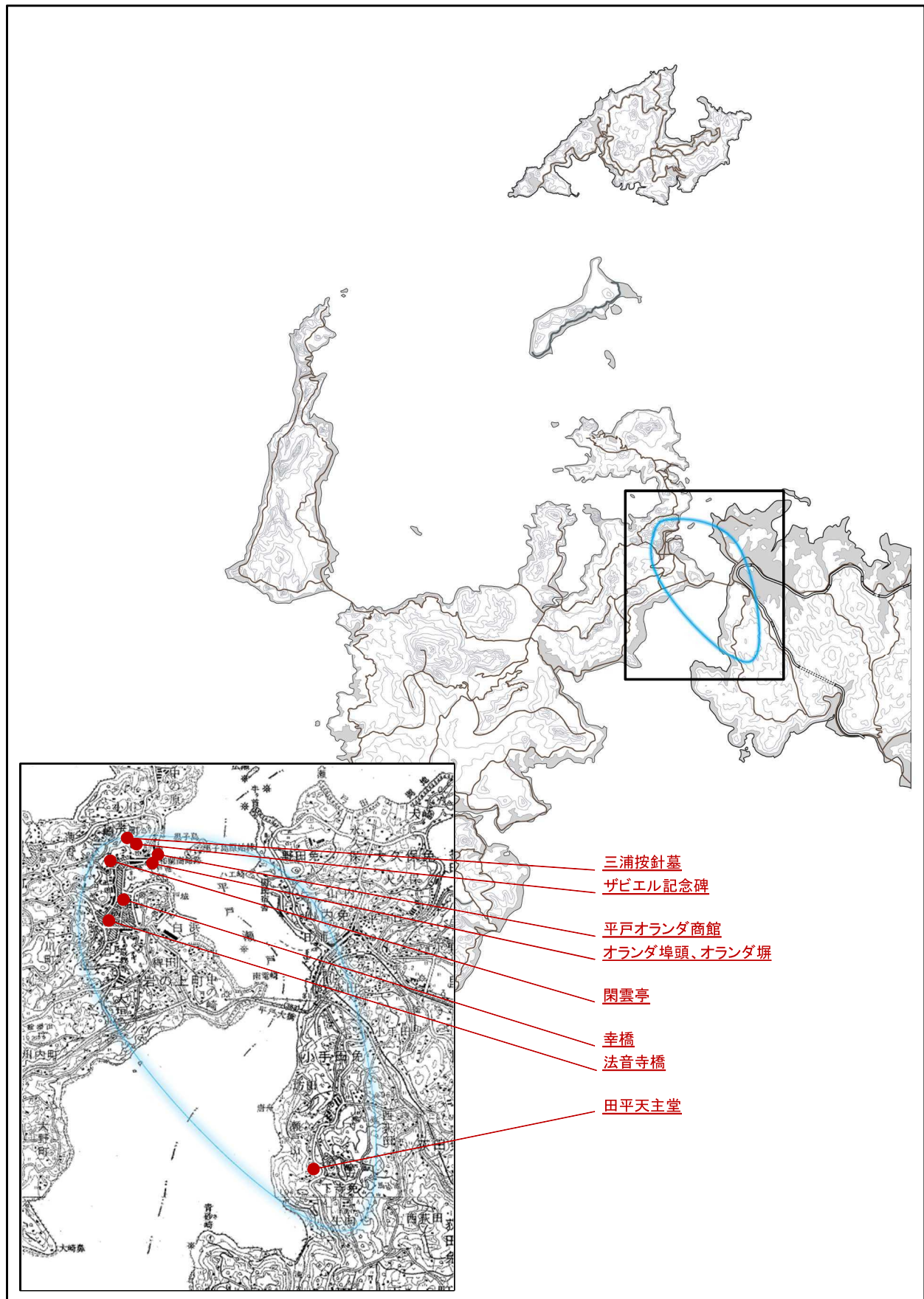
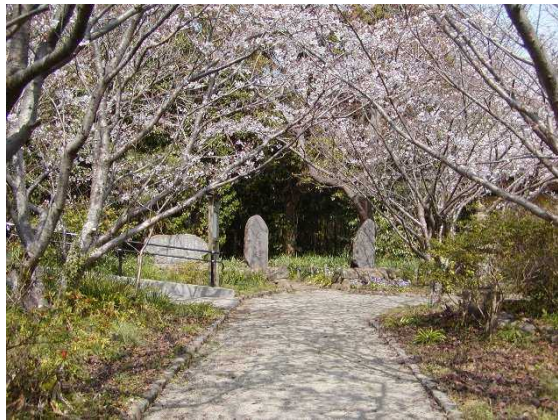


図 55 国際交流を基層とする関連文化財群

5-2-5. キリシタン文化を基層とする関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
大航海時代、西洋文明の波は極東の日本にも押し寄せ、南蛮船とともにキリスト教が伝来した。天文 19 年（1550）、フランシスコ・ザビエルにより平戸に伝えられたキリスト教は、以降、イエズス会の宣教師によって九州地方を中心に西日本一帯に広がりを見せる。この受容の過程は、16 世紀におけるキリスト教の日本への伝播及び日本国内での普及、信徒が密かに信仰を継承した慶長 19 年（1614）以降の禁教時代の潜伏、そして 19 世紀半ばに禁教が解かれた後の復活と、大きく 3 段階に分けられる。 大航海時代に西洋から初めて日本にもたらされたキリスト教は人々に受け入れられ、長期間の潜伏時代を経ることで独特な伝統文化を形成した。 「キリシタン文化を基層とする関連文化財群」は、16 世紀以来の東西交流と、この交流のなかで生まれた伝統文化の継承を物語る顕著な物証である。  平戸で布教を開始したフランシスコ・ザビエル 【関連文化財群の構成】 ・天門寺跡（16 世紀の教会跡） ・聖地・ウシワキの森（市指定史跡） ・聖地・中江ノ島（国選定文化的景観） ・殉教地ガスバル様（市指定史跡） ・殉教地ダンジク様（市指定史跡） ・焼罪（市指定史跡） ・平戸島の文化的景観（国選定文化的景観） ・かくれキリシタン習俗（国選択無形民俗） ・田平天主堂（国指定建造物） ・宝亀教会（県指定建造物）、細差教会（県指定建造物）ほか市内教会堂 ・関連資料（宣教師書簡、かくれキリシタンご神体ほか）	 天門寺跡（16 世紀の教会跡）発掘調査の状況  聖地・ウシワキの森（市指定史跡）  聖地・中江ノ島  殉教地ガスバル様 （市指定史跡）  殉教地ダンジク様 （市指定史跡） 焼罪（市指定史跡）

関連資料



平戸島の文化的景観（国選定重要文化的景観）



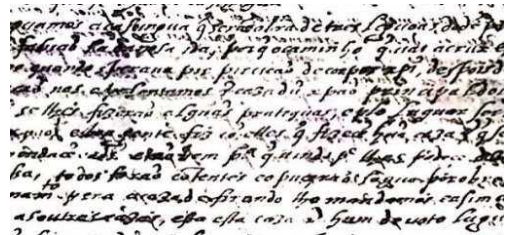
かくれキリタン習俗（国選択無形民俗）



田平天主堂（国指定建造物）

宝亀教会
（県指定建造物）紐差教会
（県指定建造物）

※その他、市内の教会堂



宣教師書簡（16～17世紀）



かくれキリタンご神体（納戸神）



博物館島の館（かくれキリタン関連の展示）



切支丹資料館（かくれキリタン関連の展示）

（１）平戸島の文化的景観（国選定重要文化的景観）

16 世紀の国際交流によりもたらされたもののひとつが信仰（キリスト教）である。平戸は、天文 19 年（1550）にフランシスコ・ザビエルが長崎県内で初めて布教を行った場所であり、キリスト教布教初期において中心的な場所であった。慶長 4 年（1599）にそれまで布教に寛容であった松浦家第 25 代隆信（道可）が没すると、平戸においてキリスト教の弾圧が始まる。生月島や平戸島西海岸地域は、キリスト教弾圧の時代においても信仰組織を維持し、「かくれキリシタン」という伝統文化を継承してきた集落である。納戸神と呼ばれるご神体や、殉教聖地などを祀りながら信仰を継承した。



写真 67 キリシタン時代の墓が発掘された丸尾山



写真 68 オテンペンシャと呼ばれる納戸神（春日町）

（２）田平天主堂（国指定建造物）

19 世紀になると、産業革命を達成して国力をつけた欧米列強が東アジアに進出するようになり、日本も欧米諸国の要求によって開国する。この幕末の動乱期に、代々受け継がれてきたキリシタン信仰は再び社会の表舞台に登場する。開国後の欧米諸国の強い抗議によって、キリスト教の禁止を定めた高札が明治 6 年（1873）に撤去された。それ以降、禁教下で信仰を守り続けてきた集落に、信仰継承の証として教会堂が建てられていった。潜伏時代の厳しい生活を思い起こさせる辺境の地にひっそりと建つ小さな教会堂の数々は、山間部の斜面や高台、美しい島々の入り江などに立地し、長崎地方の自然環境の中であって、独自の集落景観を形成している。また、それらの教会堂は建造物としても、日本の伝統的技術と西欧の建築技術・様式が融合した、優れた価値を有している。



写真 69 田平天主堂（国指定建造物）



写真 70 田平天主堂内観（国指定建造物）

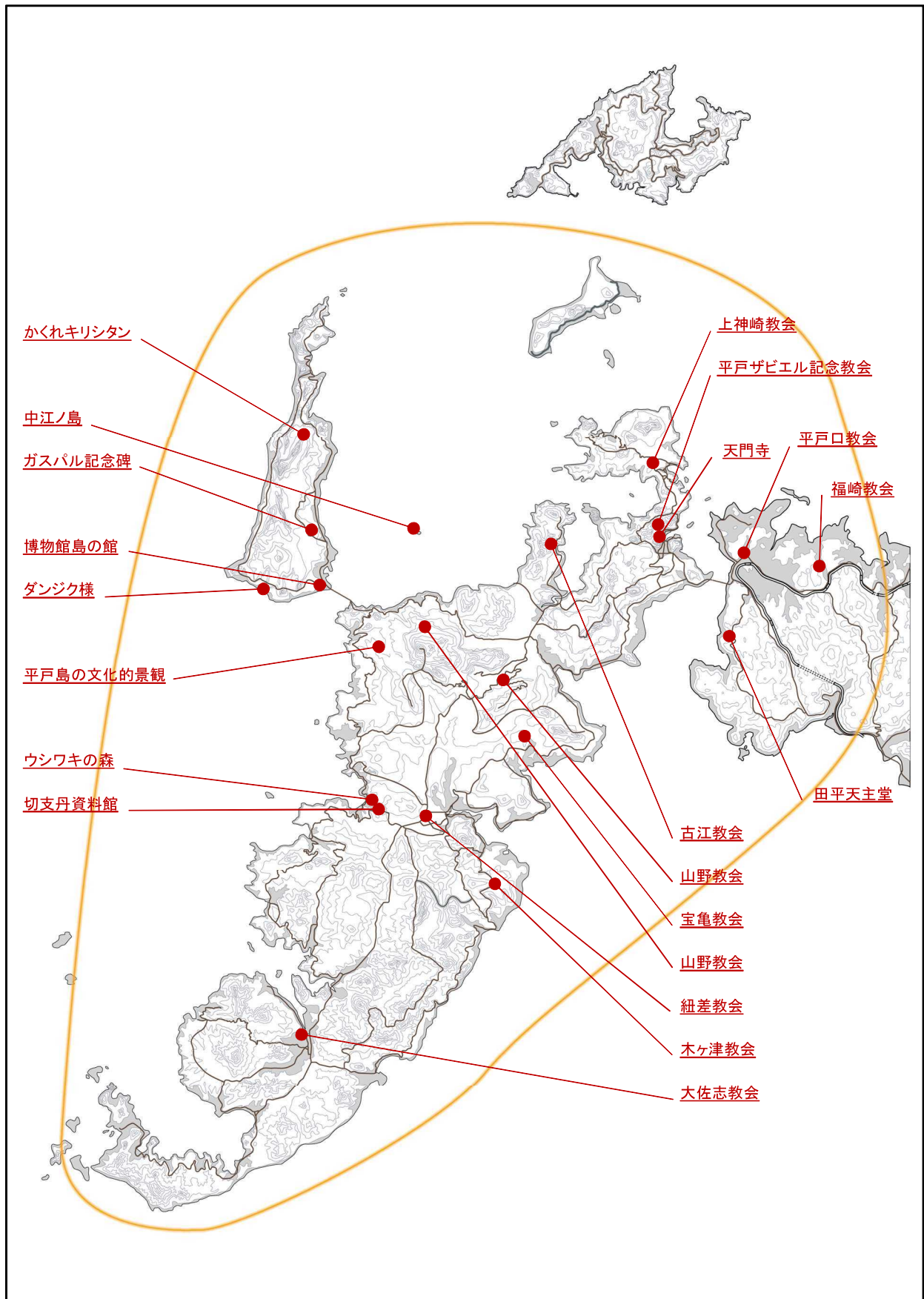


図 56 キリタン文化を基層とする関連文化財群

5-2-6. 捕鯨から展開してきた漁業集落にみる関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
平戸島の北部に位置する的山大島及び北西側に位置する生月島は、古くから好漁場に面した漁業の島として栄えてきた。生月島における捕鯨は、享保 10 年（1725）に始めた鯨突組から本格化し、享保 18 年（1733）以降は網組に移行して西海各地の漁場に進出していった。的山大島でも捕鯨は盛んに行われ、漁村集落が形成されていく。幕末以降、西洋の捕鯨船の活動の影響で捕獲量が減少したため、網組は廃止されていくが、鯨組で培った大規模漁業のノウハウは、その後の巾着網（遠洋まき網）の経営にも活かされていった。 生月島や的山大島に残るこれらの文化遺産は、捕鯨を中心とした漁業により栄えてきた平戸の歴史を示す関連文化財群である。  捕鯨は地域の主要な産業であった。 【関連文化財群の構成】 ・生月・益富家住宅（県指定史跡）（県指定建造物） ・益富家が奉納した石鳥居 ・生月・納屋場跡（市指定史跡） ・大島村神浦伝統的建造物群保存地区（国選定伝統的建造物群） ・鯨の供養碑（市指定有形民俗） ・漁村の風景 ・生月大魚藍観音 ・勇魚捕唄^{いさなとりうた}（市指定無形民俗） ・定置網操業 ・関連資料 吉村組捕鯨文書（県指定古文書）、西遊旅譚、捕鯨関係資料ほか	 生月・益富家住宅（県指定史跡、県指定建造物）  益富家が奉納した石鳥居  生月・納屋場跡 （市指定史跡）  大島村神浦伝統的建造物群保存地区 （国選定伝統的建造物群）  漁村の町並み   大島・鯨の供養碑（市指定有形民俗）

関連資料



漁村の風景



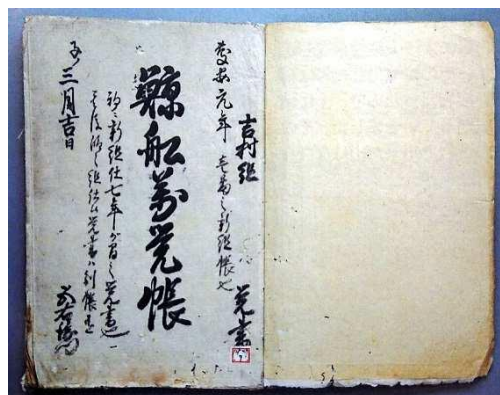
捕鯨関係資料



生月大魚藍観音



西遊旅譚（司馬江漢）

いさなとりうた
勇魚捕唄（市指定無形民俗）

吉村組捕鯨文書



定置網操業（体験）、遠洋漁業



捕鯨に関する展示（博物館島の館）

（１）鯨組主益富家居宅跡（県指定史跡、県指定建造物、国登録建造物）

豊屋（のちの益富）は、享保 10 年（1725）に生月島の館浦で鯨突組の操業を始め、享保 14 年（1729）に拠点を生月島北部に移し、網組編成に移行することで経営を安定させた。益富組は、生月を拠点に吉岐や五島灘などの漁場に進出し、文政年間頃には 5 組の網組を経営する日本一の規模になる。益富家居宅跡には、江戸時代の建物として主屋と座敷、御成門のほか恵比寿神社などが残っている。母屋は棟札から嘉永元年（1848）、恵比寿神社は祝詞文から文政 8 年（1825）、座敷も 18 世紀後期には存在していたと考えられる。



写真 71 益富家居宅跡（県指定史跡、国登録建造物） 写真 72 恵比寿神社（県指定建造物）

（２）吉村組捕鯨文書（県指定古文書）

生月島の鯨組主である吉村組に伝わっていた文書である。内容は出港先や鯨の捕獲頭数など鯨組の操業内容、組織構成、納屋などの装備、船員の出身地などが正確かつ具体的に記録されており、江戸時代の捕鯨関係資料として最も古い（17 世紀中庸）ものである。

（３）平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区（国選定伝統的建造物群）

17 世紀、井元氏が行った鯨組の経営にともなって神浦集落も発展していった。18 世紀に入り、鯨組は廃業となるがこれらの施設跡地に町屋が建てられ、今日の町並みへとつながっている。現在でも江戸時代中期から昭和初期までの建物が、道の屈曲に沿うように建てられている。保存地区は、21.2ha で、中世の漁村集落から鯨組の創業、その後の廃業を経て近世的な港町となり、その当時の様子を大きく変えることなく、離島の港町の風景を現代まで伝えている貴重な場所である。



写真 73 神浦の町並み（国選定伝統的建造物群） 写真 74 大島の須古踊（国選択無形民俗）

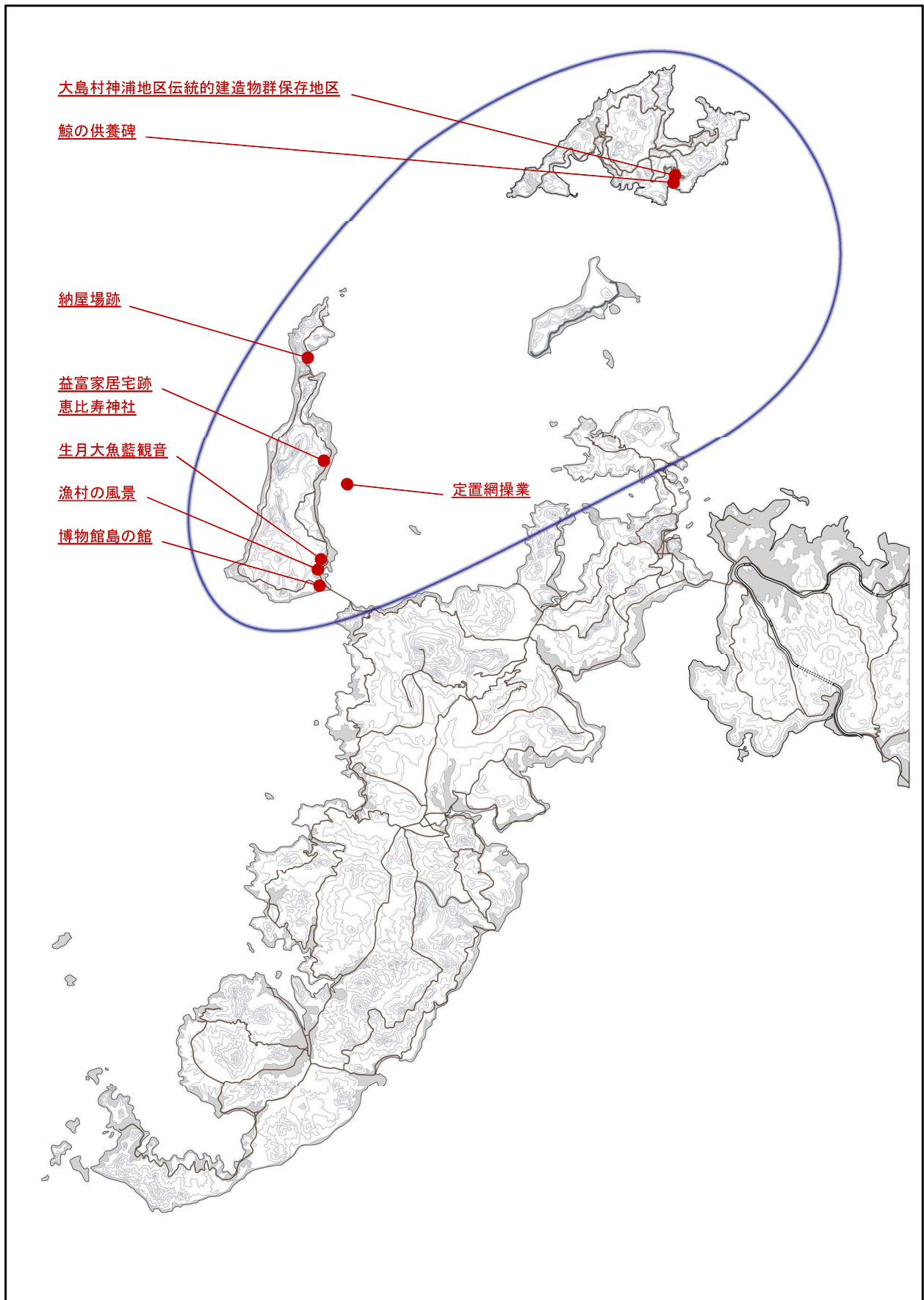


図 57 捕鯨から展開してきた漁業集落にみる関連文化財群

5-2-7. 農山漁村集落（春日集落と安満岳）にみる関連文化財群

関連文化財群の概要	文化遺産および周辺環境
平戸市西海岸に位置する春日集落は、16 世紀にもたらされたキリスト教の影響を受け、住民全員がキリシタンとなり、その際に生まれた信仰形態と信仰対象の持つ意味が集落の土地利用や生活文化に影響を与え、集落自体に固有の文化的価値を与えてきた。現在、過疎化や高齢化に伴い、その文化的伝統の継続が危機に直面し、あるいは地域住民が祀などで行う行為について、本来の意味を認識できなくなっているとしても、文化的伝統は痕跡として集落に残存している。こうした観点から、春日集落を構成する様々な要素は、東西文化交流に基づいて形成された独特の文化的伝統を現在に伝える貴重な関連文化財群である。  春日集落と安満岳空撮（撮影；日暮雄一） 【関連文化財群の構成】 ・平戸島の文化的景観（国選定文化的景観） ・家屋へと続く石階段と石垣と伝統的な木造家屋 ・キリシタン時代の墓地在丸尾山 ・集落での生活を支えた生業の場（棚田） ・聖地中江ノ島 ・安満岳の参道 ・集落内の石造物群 ・春日集落拠点施設 ・関連資料（安満岳図、春日牧垣図、宣教師書簡、納戸神ほか）	 家屋へと続く石階段と石垣と伝統的な木造家屋  3 人隠れ（3 人の潜伏キリシタンが身を潜めたという。）  キリシタン時代の墓地在丸尾山   集落での生活を支えた生業の場（棚田）